ネーミングライツ導入手続フロー

施設特定型

*各施設所管課が特定型施設を決定します。

提案型

*特定型以外の施設を提案型として公募します。

施設特定型へ切替

対象施設等の選定

事前相談（随時受付）

導入見送り

*提案型ネーミングライツの注意事項
①必ず事前相談を行ってください。
②施設の特性、提案内容等で導入を見送る場合があります。
③施設の特性、提案内容等により施設特定型に切替する場合があります。
④事前相談から本申請まで数カ月程お時間を頂く場合があります。

募集開始

本申請

選定委員会の開催

導入見送り

優先交渉者・提案者採用決定

審査結果の通知

契約の締結に向けた協議・調整

契約の締結

愛称等の公表

愛称看板等の設置

愛称の使用開始